

南相馬市 木造住宅等の耐震化を支援します！

まずは
地震に備えて

診断

大丈夫？ あなたの家の 耐震性

必要なときは
地震に耐える

改修

昭和56年（1981年）6月に建築基準法が改正され、耐震基準が強化されました。

補助1 木造住宅の耐震診断



耐震診断
+
補強計画
診断費用約20万円のうち
自己負担 7,000円

専門家（耐震診断者）による地震に対する建物の安全性の判定、耐震性向上のためのアドバイスを受けられます。

事前に耐震診断が必要

補助2 木造住宅の耐震改修



一般改修
最大 **135万円補助**

段階改修
最大 **89万円補助**

支援内容：改修費・建替え費用の80%（上限 115万円）
加算額：改修費・建替え費用の10%（上限 20万円）

対象：昭和56年5月以前に建築された住宅

昭和56年6月以降に増築された住宅は対象になりません。

対象者：住宅の所有者、賃借者及び購入予定者

耐震性が低いときは、耐震改修をお勧めします。



補助対象

改修工事

耐震診断で耐震基準を満たさない住宅

建替え工事（現地建替え）

耐震基準を満たさない住宅で避難道路沿線にある住宅

対象者：住宅の所有者、賃借者及び購入予定者

現地建替えも補助対象



【リ・バース60】耐震改修利子補給制度（国土交通省）をご存じですか？



私ね、家の耐震性がずっと心配なの。築45年以上になるし、大きな地震が来るたびに不安になるのよ。でも、高齢だし、まとまったお金もないから、耐震改修するなんて無理だって、あきらめてるわ。

それは心配ですよ。実はそんな方にこそ、ぜひ知っていただきたい制度があるんです。
【リ・バース60】という制度をご存じですか？



【リ・バース60】？ 聞いたことないわ。

【リ・バース60】は、住宅金融支援機構が提供する住宅ローンで、ご自宅を担保に融資を受け、その資金を耐震改修などに利用できるというものなんです。



でも、ローンというと毎月の返済が大変なんじゃない？

そこが【リ・バース60】の大きな特徴なんです。毎月の返済は利息のみで元金は契約者が亡くなったときに、担保にした住宅を売却するなどして一括返済することができます。



さらに、令和7年度から国は高齢者世帯の住宅耐震化を促進するために【リ・バース60】を活用した耐震改修について無利子化・低利子化することになったんです。



それなら私も安心して耐震改修ができそうだわ。でも、手続きは難しくないのかしら？

まずは、市役所の都市計画課にご相談いただくのが、良いかと思います。



ありがとう。早速相談してみるわ。



詳細はこちら
住宅金融支援機構HP

補助 3 ブロック塀等の耐震改修・除却



ブロック塀等の点検のチェックポイント



解体・改修・建替 **最大**

公衆用道路に面した範囲全てが基準に適合する必要があります。
17.5万円補助

補助内容

解体・改修・解体にかかる費用の50%

(上限17.5万円)

取り壊した廃棄物の運搬及び処分のための費用も対象です。

補助要件

避難路沿道に面し、地震等により倒壊の恐れがあるもの

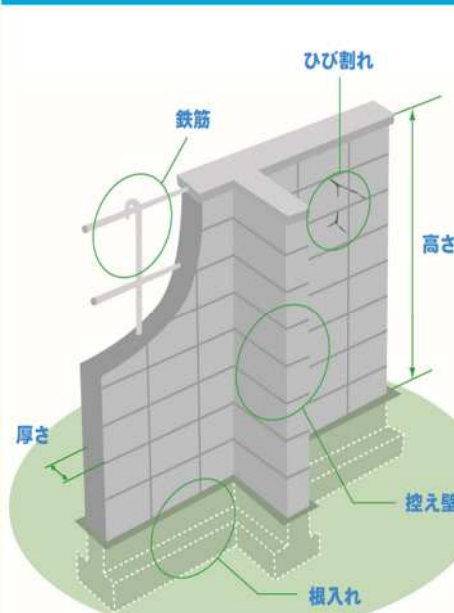
高さが1m以上。

建築基準法の規定に適合するもの、または既存不適格(昭和56年5月以前に築造されたもの)であるもの。

道路に面したブロック塀すべての安全性を確保する必要があります。

既に倒壊・撤去した塀は対象になりません。

対象者：ブロック塀等の所有者(個人)



※パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1をもとに国土交通省において一部変更

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1~5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

超積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

あなたの家の瓦、緊結されていますか？
地震や強風に強い屋根にしましょう。

補助 4 建築物屋根全面改修



全面改修 **最大 79万円補助**

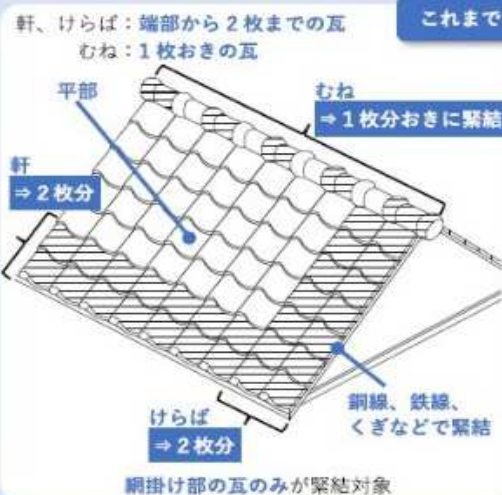
耐風診断の結果、瓦の緊結に関する新基準に適合しない建築物の屋根全面改修費用を最大79万円補助します。

事前に瓦業者等専門家の診断が必要です。

令和4年1月から、国の告示により瓦屋根の留付け基準が強化されました。

令和3年12月までの基準

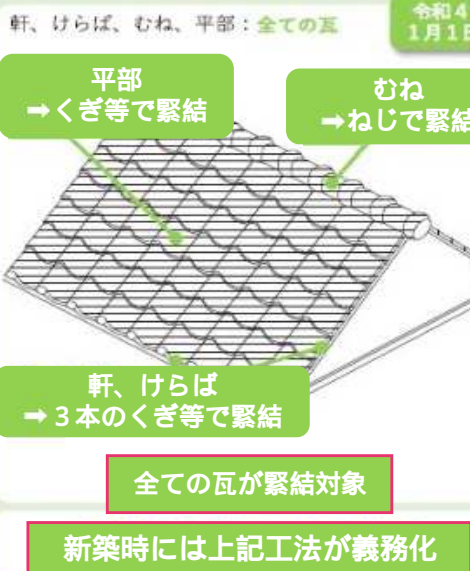
瓦が脱落



このような留付けの瓦屋根に台風や地震で多くの被害が発生

令和4年1月1日からの基準

無被害



新築時には上記工法が義務化

補助内容：
改修費の23%
(上限69万円)
加算額：
改修面積㎡×1千円
(上限10万)

補助要件：
瓦屋根の耐震・耐風強度が不足した建物(事務所や倉庫も対象です)
国の基準(令和4年1月1日施行)を満たすための屋根全面改修

お問い合わせ先
南相馬市
都市計画課
電話 0244
(24) 5255